

議案第1号

一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

木曾広域連合長 向井 裕 明

令和8年 月 日 決

木曾広域連合議会議長 永 井 嘉 男

一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の職員の旅費等に関する条例（平成12年木曾広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第2項の規定により旅行命令等を変更され、又は死亡した場合において、その旅行のためすでに支出した金額がある時は、その金額のうちその者の損失となった金額で<u>広域連合長</u>が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他<u>広域連合長</u>が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明された時は、その喪失した旅費額の範囲内で<u>広域連合長</u>が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額、又は実費による<u>精算</u>により支給する。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第2項の規定により旅行命令等を変更され、又は死亡した場合において、その旅行のためすでに支出した金額がある時は、その金額のうちその者の損失となった金額で<u>連合長</u>が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他<u>連合長</u>が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明された時は、その喪失した旅費額の範囲内で<u>連合長</u>が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。</p>

7及び8 (略)

第6条～第11条 (略)

(車賃)

第12条 車賃の額は、次に掲げる額とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 自家用車を使用して旅行する場合には、走行距離1キロメートルにつき20円

2 (略)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず実費による精算ができるものとする。ただし、上限を20,000円とし、事前に旅行任命権者の承認を得るものとする。

第14条～第21条 (略)

(委任)

第22条 この条例の実施に関し必要な事項は広域連合長が定める。

別表

車賃	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	県内・郡内	県外	
実費	円 11,000 定額を超える場合は実費支給 (上限20,000円)	円 13,000 定額を超える場合は実費支給 (上限20,000円)	円 2,200

7及び8 (略)

第6条～第11条 (略)

(車賃)

第12条 車賃の額は、次に掲げる額とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 自家用車を使用して旅行する場合には、走行距離1キロメートルにつき15円

2 (略)

第13条 (略)

2 (略)

第14条～第21条 (略)

(委任)

第22条 この条例の実施に関し必要な事項は連合長が定める。

別表

車賃	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	県内・郡内	県外	
実費	円 11,000	円 13,000	円 2,200

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第1号 一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例
について

1 改正事由

物価の高騰及びインバウンド需要の増加等、今後も継続することが見込まれるため、職員が適切な宿泊環境を確保できるよう出張旅費における宿泊料の額を引上げるほか、自家用車使用に係る車賃単価を改正するもの。

2 改正内容

(1) 宿泊料の改正 (第5条及び第13条関係)

出張における宿泊料について、定額を超えた場合における上限付き実費支給の規定を加える。

宿泊料 (一夜につき)	現 行	改正案
県内	11,000円	11,000円 上記の定額を超える場合は実費支給 (上限20,000円)
県外	13,000円	13,000円 上記の定額を超える場合は実費支給 (上限20,000円)

(2) 自家用車使用における車賃の改正 (第12条関係)

自家用車を使用して旅行する場合の走行距離1kmにおける額を改める。

	現行	改正案
1kmにおける単価	15円	20円

(3) その他、字句の整備を行う。

3 施行期日 令和8年4月1日